

地域新電力会社設立支援業務特記仕様書

1 業務名

地域新電力会社設立支援業務（以下「本業務」という。）

2 本業務の目的

本町では、令和5年度に「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」を策定しており、令和6年度から令和12年度にかけてマイナスカーボンの拡大に向けて取組を推進している。

本業務は、上記の目標達成に向けて、脱炭素化や地域資源の活用による地域内経済循環を図るとともに、地域新電力会社がもたらす利益を通じて地域課題等を解決するため、行政、町民、町内事業者が主体となった地域新電力会社の設立に向けた業務を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

4 対象範囲

岩泉町全域

5 本業務の概要

地域新電力会社設立に向けて、次に掲げる業務を実施する。

なお、業務の内容については、プロポーザルの実施において決定した提案者の提案内容に基づき調整を行う。

（1）合意形成支援業務

ア 勉強会の実施

（ア）町内関係者（岩泉町議会議員、事業者、行政職員等）を対象とした勉強会を3回以上開催すること。

（イ）地域新電力の意義や事例の紹介、地域経済循環の仕組み等について理解を深める内容とすること。

イ 先進事例視察の実施

（ア）地域新電力会社の先進地域への視察を1回以上企画・実施すること。

（イ）視察先の選定、日程調整、移動・宿泊手配、旅費支払等を行うこと。

ウ 町民説明会の開催

（ア）町民向け説明会を1回以上開催すること。

（イ）地域新電力の意義や町民にもたらすメリット等をわかりやすく説明すること。

- (2) 事業計画作成業務
 - ア 事業収支計画の作成
 - (ア) 3年間程度の概略事業計画を策定すること。
 - (イ) 代理店・取次店から自立経営までの運営費用を算出すること。
 - (ウ) 詳細な事業計画を策定すること。
 - イ リスク抽出と対応策の検討
- (3) 法人設立準備業務
 - ア 町内事業者向け説明会の開催
 - (ア) 説明会を3回以上開催すること。
 - (イ) 事業スキームや出資メリット等を説明すること。
 - イ 出資希望事業者向け説明会の開催
 - 出資意向のある事業者向けの詳細説明を実施すること。
- (4) 公共施設への電力供給業務
 - ア 電力供給価格の試算
 - イ 供給開始に向けたスケジュールの作成
- (5) その他目的達成のために必要と認められる業務
 - 自由提案

6 成果品

- (1) 報告書 1部
- (2) 電子データ (CD-R等) 1式

7 その他

- (1) 貸与資料
 - 発注者は、本業務の実施に当たり、必要な関連図書及び関係資料等で提供可能なものについて無償で貸与するものとする。
- (2) 事業計画書
 - 受注者は、契約締結後速やかに業務内容や工程、体制等を示した業務計画書を提出するものとする。なお、業務計画書の書式は任意様式とする。
- (3) 協議事項
 - 本仕様書に定めのない事項又は業務遂行上疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。

8 留意事項

- (1) 守秘義務
 - 受注者は、本業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(2) 業務遂行に関する事項

- ア 受注者は、関係法令を遵守するとともに、発注者の指示に従って誠実に本業務を遂行すること。
- イ 本業務を円滑に遂行するため、発注者と受注者は緊密に協議を行い、受注者は業務内容に不明な点が生じた場合には速やかに発注者と協議を行うこと。

(3) 再委託に関する事項

受注者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によりその旨を発注者に申請し承諾を得た場合は、この限りでない。

(4) 著作権等

本業務の成果品に関する著作権等の取扱いについては、次のとおりとする。

- ア 成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。
- イ 受注者は、発注者の承諾を得ずに成果品を公表してはならない。
- ウ 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受注者が当該著作物等の使用に関する一切の責任を負うものとする。